

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
1 共通対策							
(1) 包括支援体制との連携	・包括的な支援体制の整備に取り組んでいる市町村数	依存症の人やその家族が地域で孤立することなく必要な支援を受けられるよう、住民にとって最も身近な自治体である市町村において包括的な支援体制が構築されていることが重要。	<包括的な支援体制の整備に係る取り組み> ・首長向けトップセミナー：R6.5.28（オンライン参加132名） ・市町村長訪問：R6.5.27～R6.10.18 ・ブロック別意見交換会：R6.8.22～R6.10.11（県内市町村を7ブロックに分けて現地開催） ・地域共生社会推進アドバイザー：R6.7.5、R6.11.5、R7.1.27、R7.2.17（延べ4回、3町へ派遣） ・重層的支援体制整備事業導入研修：R6.11.6（オンライン参加115名） ・包括的相談支援対応力向上研修：R7.1.23（参加65名）	<包括的な支援体制の整備に係る取り組み> ・重層事業を活用して包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数の拡大（R5：19市町村→R6：24市町村） ・重層事業の必要性や財政的メリットよりも、事業実施に係る事務や調整等の負担感が大きいことで事業実施に至らない市町村がある。	<包括的な支援体制の整備に係る取り組み> ・重層事業を活用して包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が拡大する中、市町村の体制整備の状況に応じた伴走支援が必要。 ・包括的な支援体制の整備に係る各市町村の取組状況に濃淡があり、課題に応じた個別支援や好事例の横展開が肝要。	<包括的な支援体制の整備に係る取り組み> ・市町村長訪問（5～8月） ・【新規】市町村の状況に応じた個別支援（通年） ・【拡充】実施段階別市町村意見交換会の実施（8～9月） ・重層的支援体制整備事業導入研修（8月） ・包括的相談支援対応力向上研修（12月） ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣（通年）	地域福祉政策課
○出発点	・19市町村（R5年） ・6団体/年（R5年）	県は、市町村の体制づくりを支援するほか、市町村の包括支援の取組とアルコール健康障害及び各種依存症に関する各支援機関の取組が連携して実施できるよう、協力体制づくりを支援する。	アウトリーチ推進事業：4圏域で実施 ・地域で抱えていた困難事例に対し、医療、保健・福祉の関係機関が連携して、支援にあたることで地域での生活の維持ができている。 ・これまで診療報酬の対象外の為、医療機関としは動けない事例ではあったが、アウトリーチ事業により地域の精神科医療相談窓口（困りごと相談窓口）として地域生活を支える社会資源となっている。	推進事業のため、事業の終了を目指して地域でどう引き継いで行くのか検討が必要。	全圏域（5圏域）でのアウトリーチ支援体制の整備。 ・運営会議を通して、医療、保健・福祉の関係機関の顔の見える関係を構築し、地域の連携体制の構築を全圏域で推進する。	全圏域（5圏域）でのアウトリーチ支援体制の整備。 ・運営会議（年4回程度）を通して、医療、保健・福祉の関係機関の顔の見える関係を構築し、地域の連携体制の構築を全圏域で推進する。 ・アウトリーチ推進事業連絡会を実施し、県内の委託医療機関及び保健所などと共に各圏域における課題を整理し、対応策を協議する。	障害保健支援課
○現状値（R6年度）	・24市町村 ・6団体/年						
○6年後目標（R11年度）	・34市町村（R11年） ・9団体/年	1 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催（1回） 5/21 参加者63名、44機関 2 アディクションフォーラム実行委員会（3回）構成員：医療・保健・福祉関係10機関、自助グループ9グループ、民間団体1団体 3 福祉保健所、市町村その他関係機関への技術支援→R6年度11回（うち福祉保健所の研修会等技術支援 2ヶ所）	1 参加機関数 R5年度39機関より機関数増加 2 実行委員会委員メンバーに警察、司法関係機関の参加がない。 3 県中心部以外で専門医療機関や自助グループにアクセスが難しい場合等、支援につながりにくいケースがある。	1 開催の継続と各年度ごとのテーマに応じた参加機関の周知拡大 2 実行委員会メンバーとして、新たな参加機関を増やす。 3 身近な地域支援者が依存症関連問題に対応できるよう地域の依存症支援対応力の向上及びネットワーク作りを図る。	1 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催を継続。テーマ毎に周知拡大。 2 アディクションフォーラム実行委員会（3回）医療・保健・福祉機関の新たな参加機関を増やす（1機関） 3 技術支援 13回（うち福祉保健所3ヶ所）	精神保健福祉センター	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	精神障害のある人等に対する偏見や誤解が生じないよう、また、身近な人のメンタルの不調に気付き必要な支援に繋げられるよう、精神障害や精神疾患の症状や特徴などの正しい知識について周知啓発する。	【安芸】 ここから東部地域ネットワーク（年3回開催）において、①「スマホ（ゲーム）依存」「ギャンブル依存からの生活困窮」事例を取り上げ、参加者で協議を行った。②関係機関を対象にゲートキーパー研修を実施した。 【中央東】 ・包括的な支援体制構築を目的として令和6年度から実施している中央東圏域障害者等支援ネットワーク～こころ・らんまんネット～において、依存症支援に関する研修会を実施。52名が参加し、入院時の相談やCRAFTを用いた家族支援について参加者の9割が理解できたと回答。 【中央西】 ・市町村や地域関係機関を対象とした連絡会や研修会の開催【須崎】 ・精神保健に関する取組は全分野に共通することだが、高幡こころだん暖ネットには主に障害福祉分野の職員が参加している。今後は分野を超えて様々な職員等が参加できるようになる必要がある。 ・メンタルヘルス対策に関するポピュレーションアプローチが不十分。	【安芸】 各種依存症から派生する二次被害（SNSにより危険な目に遭う、不登校や学習に影響が出てくる等）への対応も不可欠。各種依存症への対応可能な専門機関が少ない。 【中央東】 ・参加者の3割から、依存症の方や家族への支援について困っていると意見が挙がる。また、今後取り上げてほしい内容として、ゲーム依存やネット依存への対応についてと意見あり。 【中央西】 ・依存症を含む複合的な課題を抱える方への多機関連携支援の仕組みづくりが重要 【須崎】 ・精神保健に関する取組は全分野に共通することだが、高幡こころだん暖ネットには主に障害福祉分野の職員が参加している。今後は分野を超えて様々な職員等が参加できるようになる必要がある。 ・メンタルヘルス対策に関するポピュレーションアプローチが不十分。	【安芸】 ・現場での事例や支援機関のニーズを拾い上げ、実態に即した課題について協議する場を設ける。ここから東部地域ネットワークの場を有効に活用し、研鑽の場だけではなく、さらに関係機関との連携につながるような内容を企画していく。 【中央東】 ・こころ・らんまんネットにおいて、依存症支援に関する研修会を継続的に実施。※令和7年10月実施予定 【中央西】 ・自殺対策と各依存症対策等の依存症を含む複合的な課題を抱える方への多機関連携支援の仕組みづくりに向け、連絡会等の開催を企画する。 【須崎】 ・高幡こころだん暖ネットは、「生きづらさを抱えた人への支援を考える～話を聴く～」をテーマに開催し、圏域の精神保健に関わる課題や困りごと、強みを共有することにより、支援者の活動の充実及びスキルアップを図る。また、だん暖ネットの取組について二者合同会議等で説明し、様々な分野の職員の参加を促す。 ・壮年期へのポピュレーションアプローチとして、メンタルヘルス対策・精神障害の理解・啓発を行う。	【安芸】 ・ここから東部地域ネットワークを年3回開催予定。アルコール依存を始め、各種依存症もテーマとして取り上げ、参加者がグループワークを通して理解や対応のあり方を学び、今後の支援やスキルアップを目指す。 【中央東】 ・研修内容について、正しい知識の普及啓発に加え、前年度の意見も組み込んだ内容となるよう、講師と協議する。 【中央西】 ・参加者がグループワークを通して互いの専門機関の理解や連携した対応のあり方を学ぶことで、支援やスキルアップの充実を図る。 【須崎】 ・高知県密着アドバイザーとも意見交換しながら、「高幡こころだん暖ネット」を年6回開催し、連携強化・会議の充実を図る。 ・二者合同会議等で高幡こころだん暖ネットについて説明する。 ・所内の健康増進チームと連携し、職域のメンタルヘルス対策として事業所訪問を行う。（目標10事業所）	福祉保健所	

KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
		<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害予防に関する健康講座（出前講座） 8回 252人受講 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間において、SNS及び新聞広告を行い、普及啓発を実施。（SNS広告合計50,000回以上新聞広告（ペンシル）2回） ・カバー付き付箋を各福祉保健所および精神保健福祉センターそれぞれのデザインで作成（計66,000個）し、各福祉保健所および精神保健福祉センターでの啓発活動に活用。 ・若い世代に正しい知識や対応を周知する動画を作成。 	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。特に、アルコール、ギャンブル等に初めて接することとなる若者に対する普及啓発が必要。	メンタルヘルスサポートナビを活用し、依存症をはじめとした精神疾患等に関する正しい知識や各種相談窓口の情報等を総合的に発信する。また、高等学校における予防教育、専門学校や職域等を対象としたアルコール健康障害予防講座を実施する。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、職域における普及啓発の推進を行う。経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所における職員向け研修にて啓発動画の活用を促す。 保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。	障害保健支援課
		<p>1 「アディクションフォーラム高知」開催 R6.11/30 参加者97名</p> <p>2 依存症相談支援基礎研修会 10/23（1回）参加者 88名（オンライン）</p> <p>3 自助グループ見学ツアー開催（9ヶ所） (アルコール関連 3グループ、薬物関連 3グループ、ギャンブル等 3グループ) 実人数49名、25機関</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」の参加人数は昨年度より減少。</p> <p>2 オンライン開催により参加者数が増加</p> <p>3 参加者数は年々増加傾向</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。</p> <p>2 依存症相談支援基礎研修会の継続とフォローアップ研修の開催を検討</p> <p>3 自助グループの活動意義等を地域支援者が知つもらう機会として、継続が必要。今後、個々の連携にも活用できる体制を作る。</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上</p> <p>2 依存症相談支援基礎研修の開催（年1回） オンライン開催にて参加者を増やす。</p> <p>3 自助グループ見学ツアーの継続開催</p>	精神保健福祉センター
(3) 自助グループ、家族会の活動充実と連携	<p>県内で活動するアルコール健康障害及び各種依存症の自助グループ等の活動を支援する。</p> <p>また、アディクションフォーラムやセルフヘルプグループ見学会等を通じて、自助グループ等と相談機関や医療機関の連携の強化を図る。</p> <p>令和2年度から依存症対策支援事業費補助金を創設し、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援。</p> <p>自助グループ・家族会の活動に要する経費の補助：6団体</p>	<p>【安芸】 精神保健福祉センター主催の自助グループ（DARC）見学会に職員1名が参加し、理解を深めた。これから東部地域ネットワークには毎回、断酒会から参加がある。</p> <p>【中央西】 ・自助グループ、家族会主催の会への参加 ・自助グループ、家族会主催の会等のチラシの玄関口ビーハーへの掲示や対象者への周知等の協力</p> <p>令和2年度から依存症対策支援事業費補助金を創設し、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援。</p> <p>自助グループ・家族会の活動に要する経費の補助：6団体</p>	<p>【安芸】 現場で対応する職員が自助グループの実際を見聞しておくことで、住民への助言が有効に働くと思われる。</p> <p>【中央西】 ・相談件数は年度により増減あるが、概ね横ばい傾向であり、相談窓口や嘱託医相談事業の継続周知が必要</p> <p>令和2年度から依存症対策支援事業費補助金を創設し、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援。</p> <p>自助グループ・家族会の活動に要する経費の補助：6団体</p>	<p>【安芸】 さまざまな依存症分野の自助グループを見学し、理解を深め、今後の連携に役立てる。</p> <p>【中央西】 ・さまざまな依存症分野の自助グループの活動への参加を通して活動状況を把握し、実際の支援に役立てる。</p> <p>自助グループ、家族会の活動（相談会、広報等）に要する経費を補助するとともに、情報共有の場を設定。</p>	<p>【安芸】 今後も職員が自助グループ見学会に積極的に参加し、さまざまな依存症分野の理解を深めていく。</p> <p>【中央西】 ・担当職員が自助グループ主催の研修への参加や活動場所の見学に積極的に参加し、さまざまな依存症分野の理解を深める。 ・自助グループ、家族会主催の会等のチラシを玄関口ビーハー掲示する等の周知</p> <p>自助グループ、家族会の活動（相談会、広報等）に要する経費を補助するとともに、情報共有の場を設定。</p>	福祉保健所
		<p>1 「アディクションフォーラム高知」11/30参加者97名</p> <p>2 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催（1回） 5/21 参加者63名、44機関</p> <p>3 自助グループ見学ツアー開催（9ヶ所） (アルコール関連 3グループ、薬物関連 3グループ、ギャンブル等 3グループ) 実人数49名、25機関</p> <p>4 アディクションフォーラム実行委員会（3回）構成員：医療・保健・福祉関係10機関、自助グループ9グループ、民間団体1団体</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに相応しい内容、場所等であることが必要。</p> <p>2 参加機関数 R5年度39機関より機関数増加</p> <p>3 参加者数は年々増加傾向</p> <p>4 実行委員会委員メンバーに警察、司法関係機関の参加がない。</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。</p> <p>2 開催の継続と各年度ごとのテーマに応じた参加機関の周知拡大</p> <p>3 自助グループの活動意義等を地域支援者が知つもらう機会として、継続が必要。今後、個々の連携にも活用できる体制を作る。</p> <p>4 実行委員会メンバーとして新たな参加機関を増やす。</p>	<p>1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上</p> <p>2 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催を継続。テーマ毎に周知先を拡大。</p> <p>3 自助グループ見学ツアーの継続開催</p> <p>4 アディクションフォーラム実行委員会（3回）医療・保健福祉機関の新たな参加機関を増やす（1機関）。</p>	精神保健福祉センター

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
2 各段階における共通の対策							
(1) 発症予防（一次予防）							
① 予防教育の推進	①生活習慣病のリスクを高める飲酒量についての県民の認知度 ②ギャンブル等依存症に対する正しい知識の認知度 ③薬物依存症やオーバードーズ等の関連問題に対する正しい知識の認知度	①アルコール健康障害及び各種依存症が与える健康や日常生活への影響等について知る機会や考える機会を作るなど、小学校から大学等において、予防教育を推進する。	・健康的な生活習慣の定着のための健康教育教材として副読本を作成しており、中学生・高校生向けの副読本に飲酒について掲載し啓発を行った。また、副読本をデジタル化した。 ・健康教育副読本を活用した学校における健康教育を2回実施した。	アルコール健康障害が与える健康や日常生活への影響について、継続して普及啓発が必要。	今後も中学生・高校生向け副読本の普及啓発に継続して取り組む。	引き続き、正しい生活習慣の重要性について理解を深めることができるよう、副読本を活用した普及啓発に取り組む。 ・「子どもの頃からの健康的な生活習慣講師派遣事業」による出前講座を逐年実施予定。	保健政策課
	○出発点 (R6年度県民調査)	①32.7% ②いずれにしても依存症だと思わない：5.3% ③いずれにしても依存症だと思わない：5.2%	【安芸】 県立安芸高校において「依存症予防教育」授業を実施（1年生95名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。	【安芸】 依存症に関する知識だけではなく、若者のライフスキル向上も必要と思われることからワークを取り入れている。	【安芸】 学校における保健教育の継続は必須。学校側のニーズを取り入れ、昨今の若者の心理を加味した内容で実施予定。	【安芸】 R7.6.17県立安芸高校において「依存症予防教育」授業を実施（1年生83名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。学校における取組を拡げていくために、他機関、学校薬剤師の見学を受け入れた。	福祉保健所
	○現状値 ※出発点と同じ	大学、専門学校や職域等への出前講座などを通して、適正飲酒・休肝日の設定、アルコールが及ぼす健康への影響などの健康教育を実施。出前講座を実施することで、アルコールの影響を正しく理解し、アルコール健康障害予防につなげることができた。 R6年度 8回 252人受講	市町村、保健所、産業保健センター等の関係機関と連携をはかり、様々な人が受講できるよう周知していくことが必要。	アルコール健康障害予防講座を各会で周知し、活用を促す。	大学、専門学校や職域等を対象としたアルコール健康障害予防講座を実施継続。	障害保健支援課	
	○6年後目標 (R11年度)	①50% ②、③0%	1 依存症予防教育関係者会議 開催なし ・学習指導要領に定められた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習を各学校で実施。 ・教職員等に対して、正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施。（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」研修会 令和7年1月23日開催）	1 会議未実施のため実情の共有ができていない ・児童生徒の健康課題の状況を踏まえた指導方法の改善と工夫。	1 教育委員会保健体育課との連携（情報共有と会議開催の検討） ・引き続き、研修会等の機会を捉えた周知を継続する。	1 依存症予防教育関係者会議の開催（1回） ・学校保健に関する調査等での各学校における取組状況の確認 ・日本学校保健会等、関係機関主催の研修会や啓発資材の活用等の周知	精神保健福祉センター
	○6年後目標 (R11年度)	①50% ②、③0%	学校と連携して、薬物乱用防止教室を開催し、飲酒や喫煙、薬物依存等の正しい知識についての普及や指導を行った。	SNSを介しての薬物等の入手が容易になったことから、少年の薬物等入手の拡大が懸念される。	薬物乱用防止教室の開催に加え、SNSに起因する少年の非行、犯罪被害を予防する情報モラル教室等についても、積極的に実施して幅広い知識の向上を図る。	小学校から高等学校において、それぞれの年齢に応じた薬物乱用防止教室等を行い、それぞれ年間の実施率を向上させる。	保健体育課
② 普及啓発の推進	・県民のアルコール健康障害及び各種依存症の関連問題に対する認識を深めるとともに、周囲の人々がアルコール健康障害及び各種依存症の問題に気付くことができるよう、初期症状や適切な家族の対応方法、相談機関や医療機関の情報等をリーフレットやメンタルヘルス総合サイト（メンタルヘルスサポートナビ）等を活用して周知・啓発。 学校等への出前講座の実施や啓発活動などに取り組む自助グループ等と連携した普及啓発に取組む。 ・インターネットの検索ワードと連動した検索連動型広告を実施するなどSNS等を活用した効果的な広報に取組む。	・正しい知識の普及・理解促進及び相談窓口の周知。 メンタルヘルス総合サイト「メンタルヘルスサポートナビ」アクセス件数（R6年度）：21,915回 ・大学、専門学校や職域等への出前講座などを通して、適正飲酒・休肝日の設定、アルコールが及ぼす健康への影響などの健康教育を実施（R6年度：8回、252人受講） ・検索連動型広告：24,561回	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。特に、アルコール、ギャンブル等に初めて接すこととなる若者に対する普及啓発が必要。	メンタルヘルスサポートナビを活用し、依存症をはじめとした精神疾患等に関する正しい知識や各種相談窓口の情報等を総合的に発信する。また、高等学校における予防教育、専門学校や職域等を対象としたアルコール健康障害予防講座を実施する。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、職域における普及啓発の推進を行う。経営者協会、高商工会議所等と連携し、事業所における職員向け研修にて啓発動画の活用を促すために、チラシの配布やメルマガ等での周知を行う。 保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。	障害保健支援課	
			1 「アディクションフォーラム高知」開催 11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページの活用。	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページの活用。	1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上 2 相談支援者研修、講師対応時の窓口ガイドの周知 ホームページの更新	精神保健福祉センター

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(2) 進行予防（二次予防）							
① 相談窓口の周知及び相談体制の充実	①アルコール健康障害及び各種依存症の相談件数	ア依存症相談拠点を中心とした相談支援体制づくり	・正しい知識の普及・理解促進及び相談窓口の周知。メンタルヘルス総合サイト「メンタルヘルスサポートナビ」アクセス件数（R6年度）：21,915回	○依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。	・メンタルヘルスサポートナビを活用し、依存症をはじめとした精神疾患等に関する正しい知識や各種相談窓口の情報等を総合的に発信する。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、職域における普及啓発の推進を行う。経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所における職員向け研修にて啓発動画の活用を促すために、チラシの配布やメルマガ等での周知を行う。	障害保健支援課
	②相談機関の相談担当者を対象とした研修の実施	・依存症相談拠点（県立精神保健福祉センター）を中心に、福祉保健所や市町村、自助グループ等と連携した相談支援体制づくりを進める。	・ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間ににおいて普及啓発を実施。（SNS広告合計50,000回以上、新聞広告（ペンシル）2回）	○県民意識調査	・相談しようと思う方が特に男性や40歳代の働き盛り世代で低い。	・特に若い世代や、働き盛り世代の中でも商工サービス業自営や労務職、自由業などといった職種に対して相談先などについて啓発を行う必要がある。	
	③依存症対策全国センターが実施するアルコール健康障害及び各種依存症の研修受講者数	・メンタルヘルスサポートナビによる周知。	・カバー付き箋を各福祉保健所および精神保健福祉センターそれぞれのデザインで作成（計66,000個）し、各福祉保健所および精神保健福祉センターでの啓発活動に活用。	・職病別では、商工サービス業自営や労務職、自由業で低く、職場でメンタルヘルスに関する情報が入りづらい環境であることが考えられる。			
	④アウトリーチ推進事業の実施圏域	・アルコール健康障害及び各種依存症に関する相談窓口の周知を図る。	・メンタルヘルスサポートナビのチラシ配布による周知。	・健康保険協会に属している事業所（約2,100）の健康推進員あて（6月）、会員向けにメルマガの配信（7月）	・特に若い世代や、働き盛り世代の中でも商工サービス業自営や労務職、自由業などといった職種に対して相談先などについて啓発を行う必要がある。		
	○出発点	・相談窓口等の周知	・経営者協会の会報誌にチラシを同封して周知	・産業保健総合支援センターHPにバナーを掲載、産業保健の研修参加者にチラシを配布			
	①総数1,346件/年（R3年）	・アルコール健康障害及び各種依存症に関する相談窓口の周知を図る。	・産業保健の研修参加者にチラシを配布	・高知商工会議所の会報誌に取組を掲載			
	②受講者数562人（H30～R4年合計）	・国が実施する相談担当者養成研修を受講する。	・依存症対策全国センター（久里浜医療センター）が実施する、依存症の相談支援に当たる職員を対象とした相談対応指導者養成研修へ職員等を派遣。（R6年度：5名）	・R6年度メンタルヘルスに関する県民意識調査を実施。			
	③受講者数41名（H30～R4年合計）	・地域の支援者への研修等を実施する。					
	④3圏域（R5年）	オ家族への支援	1 依存症相談拠点としての当事者や家族からの個別相談件数 →R6年度 延694件（うちアルコール：170件、ギャンブル：291件、薬物：46件）	1 相談件数は横ばいで推移。	1 依存症相談拠点として複雑困難なケースについては、個別支援を継続。	1 個別相談対応を継続。	精神保健福祉センター
	○現状値（R6年度）	・依存症相談拠点（県立精神保健福祉センター）において、依存症の人の家族を対象に病気の正しい知識を啓発するとともに、家族支援プログラムを実施する。	2 福祉保健所、市町村その他関係機関への技術支援 →R6年度11回（うち福祉保健所の研修会等技術支援2ヶ所）	2 1の個別相談では、県中心部以外で専門医療機関や自助グループにアクセスが難しい場合等、支援につながりにくいケースがある。	2 身近な地域支援者が依存症関連問題に対応できるよう地域の依存症支援対応力の向上及びネットワーク作りを図る。	2 技術支援 13回（うち福祉保健所3ヶ所）	
② 研修・啓発・連携事業の実施	①総数1,221件/年（R5年）	3 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催（1回） 5/21 参加者63名、44機関	3 参加機関数 R5年度39機関より機関数増加	3 開催の継続と各年度ごとのテーマに応じた参加機関の周知拡大	3 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催を継続。テーマ毎に周知先を拡大。	3 依存症相談支援基礎研修の開催（年1回） オンライン開催にて参加者を増やす。	
	②受講者数751人（H30～R6年合計）	4 依存症相談支援基礎研修会の開催（1回） 10/23 参加者 88名（オンライン）	4 オンライン開催により参加者数が増加	4 依存症相談支援基礎研修会の継続とフォローアップ研修の開催を検討	4 自助グループ見学ツアーの継続開催		
	③受講者数72名（H30～R6年合計）	5 自助グループ見学ツアー開催（9ヶ所） (アルコール関連 3グループ、薬物関連 3グループ、ギャンブル等 3グループ) 実参加者49名、25機関	5 参加者数は年々増加傾向	5 自助グループの活動意義等を地域支援者が知つてもらう機会として、継続が必要。今後、個々の連携にも活用できる体制を作る。			
	④4圏域（R6年）	【安芸】 ①相談対応16件（来所アルコール1、訪問アルコール6薬物5ゲーム1、電話アルコール2ギャンブル1）②相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関、高校生に配付した③福祉保健所ホームページにて嘱託医相談事業を周知した	【安芸】 相談事例の依存症分野が多岐にわたることから、対応職員に専門的な知識や対応力、関係機関との連携が必要になってくる。	【安芸】 相談窓口や嘱託医相談事業は継続して周知していくことが必要。	【安芸】 ①相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関、高校生に配付する②ホームページでの周知を継続する③ギャンブル依存症への対応力向上のためSAT-G研修を受講する		
	○6年後目標（R11年度）	【中央西】 ・依存症関連の相談件数 アルコールに関する相談：延85件 薬物に関する相談：延9件 ※ギャンブルに関する相談：なし ・相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関に配付 ・9/14土佐消防の救急の日イベントに合わせて啓発物の配付（100部） ・市町村等を通じた嘱託医相談事業の周知 【須崎】 アルコールに関する相談件数：28件 ギャンブルに関する相談件数：1件	【中央西】 ・相談件数は年度により増減あるが、概ね横ばい傾向であり、相談窓口や嘱託医相談事業の継続周知が必要	【中央西】 ・依存症を含む精神保健福祉の相談窓口の一つとして所のホームページを活用した周知	【中央西】 ・相談窓口の周知の継続		
	①総数2,000件/年	【須崎】 管内は飲酒する男性の割合が全国、県と比較して高いが、相談窓口の周知は十分にできていない。	【須崎】 相談窓口の周知を行う。	【須崎】 ・ホームページでの周知（メンタルヘルスサポートナビ等を情報提供） ・市町村等を通じた嘱託医相談事業の周知			
	②受講者数1,500人（H30～R11年合計）			【須崎】 所内の健康増進チームと連携して事業所訪問を行い、メンタルヘルスサポートナビ等を情報提供し、相談窓口を周知する。			
	③受講者数100名（H30～R11年合計）						
	④5圏域（全圏域）（R11年）						

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
			1. 消費生活相談窓口を周知するため、啓発動画をデジタルサイネージ（5～6月）、テレビCM（8～9月）、Y o u T u b e（10～3月）で放送したほか、タウン誌（1月号）に啓発記事を掲載、学校掲示用ポスターを400部作成して県内高校・専門学校に配布。 2. 多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、9月に高知市と四万十市で多重債務者無料相談会（計3回）を開催し、法律専門家につないだ。 被保護者の自立に向けた支援に当たり、世帯員ごとの課題に応じた援助方針を策定し、依存症に係る適切な支援に繋がるよう努めた。	2. 四万十市での多重債務者無料相談会は相談者がいなかった。	2. 相談会開催の広報周知をより強化していく。	1. 消費生活相談窓口を周知するため、啓発動画をデジタルサイネージ、テレビCM、Y o u T u b eで放送。 2. 多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、9月に高知市と四万十市で多重債務者無料相談会（計3回）を開催。	県民生活課
			D Vの背景に依存症の問題があるケースへの支援にあたり、支援者が依存症に対する正しい知識を持って対応することができるよう、必要に応じて相談窓口等の情報提供を行った。	依存症対策の面で生活保護ケースワーカーのみでの支援は困難。	生活保護ケースワーカーによる相談支援体制の把握及び相談窓口との連携	生活保護法施行事務監査等の機会を通じ、依存症に係る課題のある世帯の支援について相談窓口を活用する等、指導・助言を行う。	福祉指導課
			・精神科病院の医療従事者に依存症対策全国センターが実施する医療従事者向け研修の受講を働きかけを行い、延べ17人（R6年度）が受講。 ○アウトリーチ推進事業：4圏域で実施 ・地域で抱えていた困難事例に対し、医療・保健・福祉の関係機関が連携して、支援にあたることで地域での生活の維持ができている。 ・これまで診療報酬の対象外の為、医療機関としは動けない事例ではあったが、アウトリーチ事業により地域の精神科医療相談窓口（因りごと相談窓口）として地域生活を支える社会資源となっている。 【須崎】 圏域の精神障害者アウトリーチ推進事業の委託先である一陽病院と連携し、アウトリーチ推進事業運営会議を「高幡こころだん暖ネット」内で開催。医療機関と市町、保健所の相互理解が進み、以前より早い段階で医療機関に相談できるようになつた。	○依存症を専門に診る医師が不足している。 ○アウトリーチは推進事業のため、事業の終了を目指して地域でどう引き継いで行くのか検討が必要。	○今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る必要がある。 ○全圏域（5圏域）でのアウトリーチ支援体制の整備。 ・運営会議を通して、医療・保健・福祉の関係機関の顔の見える関係を構築し、地域の連携体制の構築を全圏域で推進する。	○精神科医師等を対象とした依存症の基礎知識や対処方法等を学ぶ研修を実施し、今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る。今年度は計8回の講義を実施予定。 ○全圏域（5圏域）でのアウトリーチ支援体制の整備。 ・運営会議（年4回程度）を通して、医療・保健・福祉の関係機関の顔の見える関係を構築し、地域の連携体制の構築を全圏域で推進する。 ・アウトリーチ推進事業連絡会を実施し、県内の委託医療機関及び保健所などと共に各圏域における課題を整理し、対応策を協議する。	障害保健支援課
② 医療体制の整備			【須崎】 ・「高幡こころだん暖ネット」内で、一体的に年4回開催。	【須崎】 ・精神障害者アウトリーチ事業をサービスではなく、手段と捉えられるように、運営会議参加者へ周知する。 ・一陽病院と打ち合わせの段階では、圏域の課題整理や体制整備等についての意見交換を行う。			福祉保健所

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(3) 回復・再発予防（三次予防）							
① 民間団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】アルコール健康障害及び各種依存症問題の改善に取り組む民間団体への支援 ○出発点 <ul style="list-style-type: none"> ・6団体/年（R5年） ○現状値（R6年度） <ul style="list-style-type: none"> ・6団体/年（R6年） 	<p>※1 (3) と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p>	<p>※1 (3) と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p>	<p>※1 (3) と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p>	<p>※1 (3) と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p>	<p>※1 (3) と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>※2 (1) -② と同様。</p>	障害保健支援課 精神保健福祉センター
② 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○6年後目標 <ul style="list-style-type: none"> ・9団体/年 <p>ア就労及び復職の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症が回復する病気であること等を社会全体に啓発する。 ・精神障害者保健福祉手帳等の制度やサービスの情報提供を行う。 ・当事者の復職や継続就労が偏見なく円滑に行われるよう、職場における依存症に対する正しい理解の啓発や支援を促す。 ・農福連携の取組を推進する。 <p>イ依存症からの回復・再発予防支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターや福祉保健所、市町村、医療機関において、相談者が適切な支援につながるよう、自助グループや支援グループを紹介するなど回復・再発予防に向けた支援を行う。 	<p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>・障害者雇用促進及び職場定着支援を目的として、企業等を対象に障害者雇用促進セミナーを開催 講師：高知労働局、高知障害者職業センター 18事業所21名参加 ・農福連携支援会議の立ち上げや活性化に向け、農福連携推進アドバイザーを派遣 5箇所12回</p>	<p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>・企業等の理解を促進するためには、参加者を増やす取組が必要 ・農福連携支援会議は、令和7年3月末現在で14地域22市町村に設置されているが、地域によって取り組みに濃淡がある。</p>	<p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>・セミナーの開催方法について、オンラインで参加できるようにする。 ・農業者等の理解促進に向けた農福連携支援会議等の取組を支援。</p>	<p>※2 (1) -② と同様。</p> <p>・セミナーを集合+オンラインのハイブリッド形式で開催する。 ・農福連携支援会議等の設置・活性化に向けた取組を進めている地域について、アドバイザー等を派遣し個別に支援。</p>	<p>※2 (1) -② と同様。</p>	障害保健支援課
③ 連携協力体制の強化	<p>【安芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のネットワークの強化 ・自殺・依存症対策ネットワーク会議等を通じて、依存症相談拠点（県立精神保健福祉センター）が、相談窓口や支援機関、自助グループなどとの連携を維持・強化します。 <p>1 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催（1回） 5/21 参加者63名、44機関</p> <p>2 自助グループ見学ツアー開催（9ヶ所） (アルコール関連 3グループ、薬物関連 3グループ、ギャンブル等 3グループ) 実人数49名、25機関</p>	<p>【安芸】</p> <p>ここから東部地域ネットワーク（年3回開催）に自助グループ（断酒会）の参加があり、事例検討やグループワークを通じて、関係機関との連携につながった。</p> <p>【中央西】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域関係機関を対象とした連絡会や研修会の開催 	<p>【安芸】</p> <p>参加自助グループはアルコール依存症分野のみであり、他の依存症分野の参加がない。</p> <p>【中央西】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症を含む複合的な課題を抱える方への多機関連携支援の仕組みづくりが重要 	<p>【安芸】</p> <p>アルコール依存症以外の分野の自助グループや関係機関の参加も促進されることが望ましい。</p> <p>【中央西】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会等の開催にあたっては、自殺対策と各種依存症対策等、依存症を含む複合的な課題を抱える方への多機関連携支援の仕組みづくりに向けた視点を踏まえ企画する 	<p>【安芸】</p> <p>アルコール依存症以外の分野の自助グループや関係機関への参加依頼を試みる。</p> <p>【中央西】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者がグループワークや意見交換を通して互いの専門機関の理解や連携した対応のあり方を学ぶことで、多機関連携支援やスキルアップの充実を図る。 	<p>【安芸】</p> <p>1 個別相談対応を継続。</p> <p>2 技術支援 13回（うち福祉保健所3ヶ所）</p> <p>3 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催を継続。テーマ毎に周知先を拡大。</p> <p>4 依存症相談支援基礎研修の開催（年1回）オンライン開催にて参加者を増やす。</p> <p>5 自助グループ見学ツアーの継続開催</p>	福祉保健所 精神保健福祉センター 障害保健支援課

令和6年度アルコール健康障害・依存症関連施策取組状況（一覧）

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課	
1 個別対策								
1 アルコール健康障害対策								
(1) 発症予防（一次予防）								
① 予防教育の推進	・特定健診の実施率 ○出発点 ・53.7% (R3年)	ア学校教育等の推進 ・若い世代への教育等 子どもがアルコールの健康への影響について知る機会や考える機会をつくる。	・健康的な生活習慣の定着のための健康教育教材として副読本を作成しており、中学生・高校生向けの副読本に飲酒について掲載し啓発を行った。また、副読本をデジタル化した。 ・健康教育副読本を活用した学校における健康教育を2回実施した。	アルコール健康障害がが与える健康や日常生活への影響について、継続して普及啓発が必要。	今後も中学生・高校生向け副読本の普及啓発に継続して取り組む。	引き続き、望ましい生活習慣の重要性について理解を深めることができるよう、副読本を活用した普及啓発に取り組む。 ・「子どもの頃からの健康的な生活習慣講師派遣事業」による出前講座を逐年実施予定。	保健政策課	
		・少年補導における指導等の推進 少年の飲酒防止に向けた啓発活動を行うとともに、飲酒した少年やその保護者に対して必要な注意や指導を行う。	【安芸】 県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生95名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。	【安芸】 依存症に関する知識だけではなく、若者のライフスキル向上も必要と思われることからワークを取り入れている。	【安芸】 学校における保健教育の継続は必須。学校側のニーズを取り入れ、昨今の若者の心理を加味した内容で実施予定。	【安芸】 R7.6.17県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生83名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。学校における取組を拡げていくために、他機関、学校薬剤師の見学を受け入れた。	福祉保健所	
		イ職場教育の推進 ・企業への出前講座などを通じて生活習慣病のリスクを高める飲酒量や休肝日の設定など、正しい知識の普及を図り、生活習慣病の発症予防に取り組む。	【中央東】 ・嶺北高校3年生を対象とした本山町未成年飲酒防止教室（アルコール予防健康教室）の開催支援。 38名参加。 →本山町が主体的に実施。講義やロールプレイを通して、アルコールの知識や心身への影響について学ぶ場となった。	【中央東】 ・高校卒業後と同時に酒が身近に手に入る環境になりやすくなることから、今後も毎年継続して実施し、正しい知識の普及啓発に取り組む必要がある。	【中央東】 ・支援の継続。	【中央東】 ・本山町と連携を取りながら、滞りなく実施できるよう取り組む。	福祉保健所	
		・飲酒運転の防止のため、交通安全教育や講習等を通じ、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導する。 ・事業所における運転前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について徹底を図る。	【R6年度】 ・大学、専門学校や職域等への出前講座などを通じて、適正飲酒・休肝日の設定、アルコールが及ぼす健康への影響などの健康教育を実施。出前講座を実施することで、アルコールの影響を正しく理解し、アルコール健康障害予防につなげることができた。 R6年度 8回 252人受講	市町村、保健所、産業保健センター等の関係機関と連携をはかり、様々な人が受講できるよう周知していくことが必要。	アルコール健康障害予防講座を各会で周知し、活用を促す。	大学、専門学校や職域等を対象としたアルコール健康障害予防講座を実施継続。	障害保健支援課	
		・学習指導要領に定められた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習を各学校で実施。 ・教職員等に対して、正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施。（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」研修会 令和7年1月23日開催）	・児童生徒の健康課題の状況を踏まえた指導方法の改善と工夫。	・引き続き、研修会等の機会を捉えた周知を継続する。	・学習指導要領に定められた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習を各学校で実施。 ・関係機関が実施する研修等の周知。	保健体育課		
	○6年後目標（R11年度） ② 普及啓発の推進	飲酒した不良行為少年を発見した場合に少年及びその保護者に対して適切に助言、指導を行った。令和6年中に助言、指導をした不良行為少年数合計1,733人のうち飲酒による補導は、前年比-14人の79人であった。	未だに少年自身や周囲の認識として、飲酒の影響が軽視されている状況がある。	引き続き、あらゆる警察活動を通して、少年補導を徹底し、少年や保護者等に対して、繰り返し助言、指導を行うと共に飲酒場所や入手経路を聴取し、場合によっては、事件化を視野に入れた捜査を行う。	警察として未成年の飲酒は断固として許さないという姿勢で各種事案の対応にあたり、少年や保護者に対し、適宜、必要な助言、指導等を行う。	警察本部人身安全・少年課		
		県民を対象にした生活習慣病予防のための健康づくり啓発事業高知家健康チャレンジのひとつとして休肝日の啓発を行った。	総合的な啓発により健康づくりへの関心につながったが、さらなる意識の向上・行動変容につなげていく必要がある。	今後も生活習慣病予防の総合的な普及啓発に継続して取り組む。	県民の健康づくりに関するモチベーション向上を図るために、量販店や事業所等と連携して取り組む（高知家健康チャレンジ等）。	保健政策課		
		・アルコールが健康に及ぼす影響とともに生活習慣病のリスクを高める飲酒量や休肝日の設定の必要性について様々な広報媒体を活用して、普及啓発を行う。 ・春、秋、年末年始の全国交通安全運動等を通じて飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発を行う。 ・酒類業界と協力して、店舗等において生活習慣病のリスクを高める飲酒量や飲酒運転の問題等に関する啓発を行う。	・正しい知識の普及・理解促進及び相談窓口の周知。 メンタルヘルス総合サイト「メンタルヘルスサポートナビ」アクセス件数（R6年度）：21,915回 ・アルコール関連問題啓発週間に於いて、SNS及び新聞広告を行い、普及啓発を実施。（SNS広告66,369回、新聞広告（ペンシル）1回）	依存症は当事者や家族、周囲の人気が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。	・メンタルヘルスサポートナビを活用し、依存症をはじめとした精神疾患等に関する正しい知識や各種相談窓口の情報等を総合的に発信する。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、職域における普及啓発の推進を行う。経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所における職員向け研修にて啓発動画の活用を促すために、チラシの配布やメルマガ等での周知を行う。	障害保健支援課	
		【幡多福祉保健所】 ・アルコール使用障害に関する勉強会	【幡多福祉保健所】 ・アルコール使用障害に関する勉強会	【幡多福祉保健所】 ・支援者がアルコール使用障害者への支援に難しさを感じている。	【幡多福祉保健所】 ・早期発見・治療において、内科との連携が必要と言われているが、現状が把握できていない。	【幡多福祉保健所】 ・市町村広報誌にアルコール使用障害当事者の体験談を掲載し、障害の理解を目的とした住民への啓発を行う。	【幡多福祉保健所】 ・内科を標榜する医療機関にも継続して参加を促す。	障害保健支援課
		地域でアルコール使用障害に関する職員の学習や、関わりに苦慮している精神科病院の職員が相談できる機会として、勉強会を実施した。 職員がアルコール使用障害の病状や治療、ケアの工夫、プログラムの活用方法について知識を習得することができた。また、関係機関との顔の見える関係づくりができた。 （健康づくりイベント啓発） 量販店の来客に対してアルコールパッチテストやクイズを実施しアルコール使用障害の知識について普及啓発を行った。	アルコール使用障害の正しい知識について、継続的に発信する必要がある。	【幡多福祉保健所】 ・アルコール使用障害の正しい知識について、継続的に発信する必要がある。	【幡多福祉保健所】 ・引き続き参加する。参加者の理解を深めるため、高知県メンタルヘルスサポートナビを活用する。	【幡多福祉保健所】 ・管内で活動する自助グループに体験談の執筆を依頼し、提出いただいた体験談を市町村広報誌へ掲載するよう依頼する。 ・アルコールパッチテストの待ち時間に、啓発動画を聴きできるように検討する。	（幡多福祉保健所）	

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
② 普及啓発の推進	○アルコール依存症の関する正しい知識・理解の啓発の推進 ・飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい理解の啓発を、アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）に合わせて行うなど、広く県民に知っていただくよう取り組む。	1 「アディクションフォーラム高知」開催 R6.11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布 3 民間団体等の普及啓発活動への支援 1件	1 「アディクションフォーラム高知」の参加人数は昨年度より減少。 2 「アディクションフォーラム高知」以外で支援者も含めて相談窓口を周知する機会がなかった。 3 活動の継続	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページの活用。 3 活動への協力を継続	1 「アディクションフォーラム高知」参加者数 100名以上 2 相談支援者研修、講師対応時の窓口ガイドの周知 ホームページの更新 3 民間団体等への普及啓発活動への支援	精神保健福祉センター	
	・令和6年度交通安全運動の推進方針において、飲酒運転の根絶を重点事項に位置づけし、広報啓発の取り組みを行った。 各期の交通安全運動等で、市町村・関係団体等と連携し、県内各地で幅広く広報・啓発ができた。R6交通事故死者数21人、うち飲酒運転による死者数1人	・未だ飲酒運転が根絶されないため、引き続き、交通安全対策として広報啓発の取組を県民総ぐるみで行っていく必要がある。	・令和7年度交通安全運動の推進方針において、飲酒運転の根絶を重点事項に位置づけている。引き続き、取組を継続していく。	・春、秋の全国交通安全運動及び年末年始の交通安全運動等を通じて、関係機関との連携により飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発を実施（飲酒運転の根絶は、毎年年度作成の交通安全運動の推進方針において、重点事項に位置づけし、広報啓発の取り組みを行う。）	県民生活課		
	コンビニと連携した未成年者に対する喫煙、飲酒を防ぐ活動のほか、街頭補導などを通じて店舗等に飲酒の影響にかかる普及啓発を行った。	店舗やコンビニ等において、少年に酒類を提供する際、年齢確認が不十分な場合ある。	引き続き、コンビニ等との良好な関係性を維持しながら、徹底した年齢確認の必要性について説明し、対応時のアドバイスなどを行う。	コンビニサポートボリスなど、コンビニとの連携に基づいた活動や街頭補導に付随する形で、店舗等に対し継続して広報啓発活動を行う。	警察本部人身安全・少年課		
③ 不適切な飲酒の誘引の防止	ア妊娠に対する啓発の推進 ・市町村が行う母子健康手帳交付時や妊娠教室などの場で、妊娠婦の飲酒防止を図る。 イ不適切な飲酒を誘因することを防ぐ広告・宣伝の周知 ・酒類業界と協力した啓発。 ウ未成年者への販売・提供の禁止の周知徹底 ・店舗等において、未成年者への酒類販売を注意喚起。 ・酒類業者が実施する広告・啓発活動と連携。 ・風俗営業管理者等に対する講習等を行い、未成年者への提供禁止等の周知徹底を図る。	・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」を4,700部作成し、市町村を通じ、母子健康手帳交付面談時に全妊娠婦に配布することで、妊娠婦及び支援者に啓発することができた。また、県内産婦人科医療施設、福祉保健所等関係機関にも配布し、啓発を実施した。さらに、こうちプレマnetに電子ブック版を引き続き掲載し、適宜閲覧が可能な仕組みを継続している。 ※1 (1) -② と同様。	・妊娠中のアルコール摂取における胎児や乳児への影響について、妊娠婦や支援者に繰り返し啓発していくことが重要である。	・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」を配布し、アルコールが胎児や乳児に及ぼす影響について啓発することで、妊娠婦の飲酒防止を図る。また、「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」電子版を「こうちプレマnet」へ掲載し、妊娠婦や支援者に広く啓発を実施する。	・引き続き、母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」を配布し、アルコールが胎児や乳児に及ぼす影響について啓発することで、妊娠婦の飲酒防止を図る。また、「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」電子版を「こうちプレマnet」へ掲載し、妊娠婦や支援者に広く啓発を実施する。	子育て支援課	
	未成年者の飲酒防止等を目的に、高知県酒類業懇親会（高知県酒造組合、高知県小売酒販組合連合会、四国卸酒販組合、ビールメーカー4社）主催による、「20歳未満者の飲酒防止・飲酒運転撲滅街頭キャンペーン活動」を実施。 4月に定められている「20歳未満飲酒防止強調月間」における広報活動の一環として、府内にポスターを掲示し県民への啓発を実施。 酒造会社主催の二十歳未満者飲酒防止パレードに参加して広報啓発を行うと共に、定期的に風俗営業管理者等に対する立ち入り等に伴い、18歳未満者の立ち入り禁止の表示を徹底させるなど、未成年者への提供防止の周知徹底を図った。	未成年者の飲酒防止等を目的に、高知県酒類業懇親会（高知県酒造組合、高知県小売酒販組合連合会、四国卸酒販組合、ビールメーカー4社）主催による、「20歳未満者の飲酒防止・飲酒運転撲滅街頭キャンペーン活動」を実施。 4月に定められている「20歳未満飲酒防止強調月間」における広報活動の一環として、府内にポスターを掲示し県民への啓発を実施。 未だ未成年者による飲酒の上のトラブルが根絶されない状況がある。	府内へのポスター掲示等により、広報啓発に継続して取り組む必要がある。	ポスター掲示等による広報啓発活動の継続	ポスターの掲示等による県民への啓発の実施。	障害保健支援課	
④ 健康診断及び保健指導	ア特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上 イアルコール健康障害に対する保健指導の技術力向上	・特定健診受診率向上のため、テレビ・ラジオCM・新聞広告・WEB広告等による広報の実施や、市町村及び医療機関と連携した個別健診の受診勧奨等に取り組んだ。 ・特定保健指導の実施率向上及び指導技術向上のため、従事者への研修会を計6回開催し、アルコール健康障害に対する知識や指導技術の習得を図った。特定健診等のデータ分析結果を踏まえた高知県版保健指導プログラムを作成した。	・特定健診・特定保健指導の実施率は上昇傾向であるが、全国平均には到達していないことから、引き続き啓発や関係者と連携した取組が必要。	今後も特定健診・特定保健指導の重要性についての啓発や市町村等保険者や医療機関と連携した受診勧奨に取り組む。また、対象者の行動変容を促す効果的な保健指導を実施できる人材育成を行う。	・引き続き特定健診の啓発や受診勧奨の徹底等に取り組むとともに、高知県版保健指導プログラムを活用した従事者のスキルアップ研修会を実施する。	保健政策課	

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(2) 進行予防（二次予防）							
① アルコール健康障害に係る医療の充実と連携強化	・かかりつけ医等依存症対応力向上研修の実施	・身近な地域においてアルコール依存症の専門治療が受けられるよう、専門医療機関の設置を推進する	○看護師向け精神疾患対応力向上研修事業 精神科以外の診療科で勤務する看護師が、精神疾患のある患者への理解を深めることで、適切な支援が行える人材を養成する研修を実施。（R6年度：参加者17名）	・治療が必要な依存症の人が専門の医療機関につながるよう、かかりつけ医等の関係機関との連携や、地域地域での支援体制の基盤作りが必要。	・参加者に興味を持っていただけるよう、研修内容を毎年変更。	・看護師向け精神疾患対応力向上研修事業 働き盛りへのメンタルヘルスや、依存症（ゲーム、ギャンブル依存症）などについても盛り込む形で研修を予定。	障害保健支援課
	○出発点	・121人 (H30～R4年)	・精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者等を対象に、アルコール健康障害に起因する研修を実施し、早期発見して専門医療機関へつなぐ。	・県内の依存症専門医療機関は、アルコール依存症が1か所、ギャンブル等依存症が1か所であるため、新たな専門医療機関を選定できるよう精神科病院への働きかけや依存症を診る医師の養成が必要。	・R6年度は摂食障害だったため、R7年度は精神科以外の診療科で関わることの多いアルコール健康障害を取り上げる。	・今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る必要がある。	
	○現状値 (R6年度)	・197人 (H30～R6年)	・身近な地域でうつ病や統合失調症、依存症などの精神疾患の治療につなげられるよう、内科や小児科、産婦人科等の精神科以外の医師等の医療従事者が、精神疾患についての知識・技術を習得するとともに、精神科以外の診療科の医師と精神科医師との連携を促進する。	R6研修内容：「摂食障害」および「うつ病」 対象者：研修を受講できる者は、診療科目は問わないが県内で勤務（開業を含む）する地域医療に携わる医師（R6年度：参加者合計108名）	・R6研修内容：「摂食障害」および「うつ病」 対象者：研修を受講できる者は、診療科目は問わないが県内で勤務（開業を含む）する地域医療に携わる医師（R6年度：参加者合計108名）	・精神科医師等を対象とした依存症の基礎知識や対処方法等を学ぶ研修を実施し、今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る。	
	○6年後目標 (R11年度)	・330人 (H30～R11年合計)	○依存症対策全国センターが実施する医療従事者向け研修の受講を働きかけを行い、3人（R6年度）がアルコール依存症研修を受講。				
	(3) 回復・再発予防（三次予防）						
① アルコール健康障害に関連する社会問題への対応	・適切な医療に繋がった件数（通院及び入院患者数）	ア飲酒運転をした者に対する支援等	【中央西】 ・アルコールに関する相談：延85件 ・相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関に配付 ・9/14土佐消防の救急の日イベントに合わせ啓発物の配付（100部） ・市町村等を通じた嘱託医相談事業の周知	【中央西】 ・アルコールに関する相談は年度の増減はほぼないものの相談全体野中では多い傾向であり、相談窓口や嘱託医相談事業の継続周知が必要。	【中央西】 ・依存症を含む精神保健福祉の相談窓口の一つとして所のホームページを活用した周知	【中央西】 ・相談窓口の周知の継続 ・ホームページでの周知（メンタルヘルスサポートナビ等を情報提供） ・市町村等を通じた嘱託医相談事業の周知	福祉保健課
	○出発点	・612人 (R4年)	（再掲） ・正しい知識の普及・理解促進及び相談窓口の周知。メンタルヘルス総合サイト「メンタルヘルスサポートナビ」アクセス件数（R6年度）：21,915回 ・アルコール関連問題啓発週間に於いて、SNS及び新聞広告を行い、普及啓発を実施。（SNS広告66,369回、新聞広告（ベンシル）1回）	（再掲） 依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。	（再掲） メンタルヘルスサポートナビを活用し、依存症をはじめとした精神疾患等に関する正しい知識や各種相談窓口の情報等を総合的に発信する。	（再掲） R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、職域における普及啓発の推進を行う。経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所における職員向け研修にて啓発動画の活用を促すために、チラシの配布やメルマガ等での周知を行う。	
	○現状値 (R6年度)	・585人	○6年後目標 (R11年度)	1 依存症相談拠点としての当事者や家族からの個別相談件数→R6年度 延694件（うちアルコール：170件、ギャンブル：291件、薬物：46件） 2 依存症相談支援基礎研修会 10/23（1回） 参加者 88名（オンライン） 3 福祉保健所、市町村その他関係機関への技術支援→R6年度 11回（うち福祉保健所の研修会等技術支援2ヶ所）	1 相談件数は横ばいで推移。 2 アルコール使用障害については、内科等身体科との連携も必要なことから、研修会等で精神科以外の一般科に周知を拡大する。 3 1の個別相談では、県中心部以外で専門医療機関や自助グループにアクセスが難しい場合等、支援につながりにくいケースがある。	1 依存症相談拠点として複雑困難なケースについては、個別支援を継続。 2 当センター研修会及び福祉保健所、市町村での研修会等で一般科の医療機関、クリニック等への周知を促す。 3 身近な地域支援者が依存症関連問題に対応できるよう地域の依存症支援対応力の向上及びネットワーク作りを図る。	1 個別相談対応を継続。 2 依存症相談支援基礎研修の開催（年1回） 依存症関連問題の診療実績があると思われる医療機関等（身体科含む）へ周知の拡大 3 技術支援 13回（うち福祉保健所3ヶ所）
	・暴力や虐待、自殺未遂等を起こした人について、アルコール依存症が疑われる場合は、アルコール関連問題の相談窓口や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療へつなぐ。	免許センター、中央自動車学校、四万十自動車学校において、104名の方に飲酒取消処分者講習受講者を対象とした講義、実車指導を実施し、県が作成したアルコール依存症に関するパンフレットを配布し、自らのアルコール依存症の程度を自覚させ飲酒行動の改善を促す取り組みができた。	なし。継続実施予定。	飲酒取消処分者講習受講者に対して、自らのアルコール依存の程度を自覚させ飲酒行動の改善を促すためのスクリーニングテストや、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定に係るカウンセリングを実施するなど、飲酒運転をした者に対する指導を継続していく。	飲酒取消処分者講習受講者に対して、自らのアルコール依存の程度を自覚させ飲酒行動の改善を促すためのスクリーニングテストや、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定に係るカウンセリングを実施するなど、飲酒運転をした者に対する指導を継続していく。	警察本部交通企画課	
	・暴力や虐待、自殺未遂等を起こした人について、アルコール依存症が疑われる場合は、アルコール関連問題の相談窓口や自助グループ等を紹介するなど、節酒や断酒に向けた支援や専門的な治療につなぐとともに、背景にある複合的な問題の解決に向け、市町村の包括的な支援につなぐ。	また、スクリーニングテストにおいて、アルコール依存症の疑いありと判断された人については、アルコール依存症に関するパンフレットを配布するなどして相談窓口や自助グループ、専門医療機関を教示した。					

令和6年度アルコール健康障害・依存症関連施策取組状況（一覧）

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
2 ギャンブル等依存症対策							
(1) 発症予防（一次予防）							
① 予防教育の推進	・【再掲】ギャンブル等依存症に対する正しい知識の認知度（県民調査を実施）	ア若年層向けの予防教育の推進 ・高等学校教職員に対して、依存症を正しく理解し、生徒に必要な指導や支援を行うことができるよう研修等を実施する。	・関係機関等が開催する依存症に関する研修会等の周知	・児童生徒の健康課題の状況を踏まえた指導方法の改善と工夫。	・引き続き、研修会等の機会を捉えた周知を継続する。	・関係団体が開催する研修会等の周知 ・障害保健支援課作成の動画の周知、活用を依頼	保健体育課
	○出発点						
	・いざれにしても依存症だと思わない：5.3%（R6年度県民調査）	ア正しい知識の普及と理解の促進 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、国が作成したポスターを掲示して啓発を実施した。 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間において、SNS及び新聞広告を行い、普及啓発を実施。（SNS広告73,039回、新聞広告（ペンシル）1回） ・大学や専修学校と連携し、学生へのギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解を促進するための啓発に取り組む。	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。	各種依存症についての正しい知識を教育、啓発するため、メンタルヘルスサポートナビやSNS、啓発動画を活用した啓発等を推進。	・R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、普及啓発の推進を行う。 ・今年度メンタルヘルスサポートナビの新たなチラシを作成し、啓発動画の周知、活用について経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所や各大学等への啓発を行う。 ・保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。 ・11月30日（日）開催予定のPTA研究大会にてメンタルヘルスサポートナビのチラシを配布し普及啓発を行う。	障害保健支援課	
	○現状値（R6年度）※出発点と同じ	・インターネットを使ったギャンブル等への依存に繋がるおそれのあるオンラインゲームの過度な課金等の問題について、各地区で実施されるPTA研修の場を活用するなどして、家庭への周知と普及啓発に努める。	⇒いざれにしても依存症だと思わないが5.3%いた。				
	○6年後目標（R11年度）	・いざれにしても依存症だと思わない：0%	1 多重債務者対策出前講座を6月に2日間にわたって高知大学で開催。（のべ35名受講）受講者アンケートでは「理解が深まった」との回答が多数を占めている。 2 県民生活課HPで消費者庁のギャンブル依存症対策の啓発資料等をお知らせした。			1 多重債務者対策出前講座を6月に2日間にわたって高知大学で開催。（のべ48名受講） 2 引き続き県民生活課HPで消費者庁のギャンブル依存症対策を啓発。	県民生活課
② 普及啓発の推進	イ職域における普及啓発の推進 ・市町村や企業、産業保険総合支援センターと連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	【安芸】県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生95名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。 【中央東】・精神保健福祉センターが実施している、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）へ2名参加。 【中央西】・相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関に配付 ・9/14土佐消防の救急の日イベントに合わせ啓発物の配付（100部）	【安芸】依存症に関する知識だけではなく、若者のライフスキル向上も必要と思われることからワークを取り入れている。 【中央東】・他機関の参加状況について未把握であったため、研修後の振り返りなどができるていない。 【中央西】・継続した啓発活動が必要	【安芸】学校における保健教育の継続は必須。学校側のニーズを取り入れ、昨今の若者の心理を加味した内容で実施予定。 【中央東】・同研修（8月6日実施予定）へWHCから3名参加予定。管内関係機関に対して研修会の参加を促すとともに、管内の参加者の把握に努める。また、約1ヶ月後に振り返りや意見交換の場を設けるなど、知識の習得と関係機関との連携や情報共有に努める。 【中央西】・取組の継続	【安芸】R7.6.17県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生83名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。学校における取組を広げていくために、他機関、学校薬剤師の見学を受け入れた。 【中央東】・精神保健福祉センターと連携を取りながら、研修やその後の振り返りを滞りなく実施できるよう取り組む。 【中央西】・イベント等での啓発資材の配付	福祉保健所	
		1 「アディクションフォーラム高知」開催 11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページの活用。	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページの活用。	1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上 2 相談支援者研修、講師対応時の窓口ガイドの周知 ホームページの更新	精神保健福祉センター	

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
③ 関係事業者等による取組		<p>アぱちんこ等（高知県遊技業協同組合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対策ガイドライン」及び「対応運用マニュアル」を踏まえた広告宣伝を行う。 ・ギャンブル等依存症の人の入店を制限する自己申告プログラム、家族申告プログラムの導入について加盟店に働きかける。 ・安心パチンコ・パチスロアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）養成の講習会を開催し、各店舗に複数人のアドバイザーを配置する。 ・ギャンブル等依存症の相談機関が掲載されたリーフレットを各店舗に設置し、アドバイザーが配布して相談機関等への紹介を行う。 ・18歳未満の人が立ち入りをしないようにするため、各広報媒体を活用した広報活動を行う。また、18歳未満と思われる人が入店した場合、身分証明書等による年齢確認を原則として実施し、18歳未満の場合は退店を促す。 <p>イ競馬（高知県競馬組合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・射幸心をあおらない広告を実施、依存症注意喚起ポスターの掲示及び場内モニターでのテロップ放映等を実施 ・本人や家族が申告した場合に入場制限を実施、入場制限に関するマニュアルを整備し、警備員への教育指導を徹底。 ・相談者に対して、適切な相談窓口（精神保健福祉センター、福祉保健所（保健所）、医療機関等）を紹介。また、ギャンブル等依存症に関する相談があったときに適切に対応できるようにするために、職員への研修を実施する。 ・地方競馬依存症相談窓口運用マニュアルに基づく責任者を設置する。 ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターについて、ポスター・リーフレットで周知する。 ・20歳未満と思われる人への警備員による声かけ及び年齢確認を実施する。また、「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」による警備員への教育指導を徹底する。また、注意喚起標語のポスターなどへの掲載や勝馬投票券の自動券売機へのステッカーの貼付などを実施します。 ・インターネット投票において、本人や家族からの申告に基づき利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲示する。 	<p>○自己申告プログラム、家族申告プログラムの県下店舗の導入率は85パーセントとなった。</p> <p>○安心パチンコ・パチスロアドバイザーの要請講習を実施、各店舗従業員のアドバイザー数を拡充させている。</p> <p>○各店舗においてギャンブル等依存症の相談機関「リカバリーサポートネットワーク」のリーフレットを設置。</p> <p>○18歳未満の立入禁止を強化し、疑わしい年齢層に対しては身分証による年齢確認を実施。</p> <p>・公式サイトにおいて、ギャンブル依存症の相談先（公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、精神福祉保健センター、競馬組合総務課）を掲載。</p> <p>・未成年者の馬券購入対策として、警備員による声かけ及び年齢確認、自動券売機へのステッカー貼付を実施。</p> <p>・ギャンブル等依存症問題啓発週間（R6.5.14～5.20）には、公式サイトでの注意喚起、場内のポスター掲示、場内モニターでのテロップ放映を実施するとともに、警備員による巡回及び声かけを強化。</p> <p>・家族からの申告に基づき、競馬場等への入場制限を実施（1件）。</p> <p>・職員、会計年度任用職員及び従事者へギャンブル依存症に関する研修を実施。</p>	<p>○例年同様に遊技業界における依存症対策を根気強く継続していく。</p> <p>・Youtubeで配信する高知競馬の中継番組「ヨルノヲケイバ」において、出演者からの声かけ及びCMを開始することにより、インターネット視聴者への啓発を実施。</p>	<p>当業界の全国組織である全日本遊技事業協同組合連合会と協力し、業界全体で継続して取り組む。</p> <p>・令和6年度の取組を継続するとともに、Youtubeの中継番組を通じた啓発を実施する。</p>	<p>障害保健支援課（高知県遊技業協同組合）</p> <p>高知県競馬組合</p>	

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
③ 関係事業者等による取組	ウ競輪（高知競輪）	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画どおり実施。 ・本人・家族申請による新たな入場禁止措置はない。 ・前年度に20歳未満の人による車券購入事案があったことから、20歳未満の人に対する対応策を検討した。 ・本人や家族申告による、入場禁止措置を実施する。 ・ギャンブル等依存症に関する「高知競輪・競輪依存症相談窓口運用ガイドライン」（マニュアル）に沿った対応を行います。また、ギャンブル等依存症に関する研修を受講した職員を施行者事務所に配置する。 ・場内の総合案内所において「お客様相談窓口」を設置し、ギャンブル等依存症に関する相談は「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」（東京）や精神保健福祉センター、福祉保健所（保健所）等につなぐ。 ・20歳未満の人の車券の購入禁止やギャンブル等依存症に関する注意喚起のために、ポスターの掲示、自動発売払戻機へのステッカーの貼付、場内のモニター、大型ビジョン、デジタルサイネージへの注意喚起表示を行う。 ・インターネット投票において、本人や家族からの申告に基づき利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の人の入場については「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等で規制をされていない。そのため、20歳未満の人と疑われる者に対しては、警備員等からの声掛けを行い、年齢確認や注意喚起が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の人に対する対策強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ウ競輪（高知競輪） ・ギャンブル等依存症対策に関する競輪業界としての広告指針に沿った広告を実施する。 ・本人や家族申告による、入場禁止措置を実施する。 ・ギャンブル等依存症に関する「高知競輪・競輪依存症相談窓口運用ガイドライン」（マニュアル）に沿った対応を実施。また、ギャンブル等依存症に関する研修を受講した職員を施行者事務所に配置する。 ・場内の総合案内所において「お客様相談窓口」を設置し、ギャンブル等依存症に関する相談は「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」（東京）や精神保健福祉センター、福祉保健所（保健所）等につなぐ。 ・20歳未満の人の車券の購入禁止やギャンブル等依存症に関する注意喚起のために、ポスターの掲示、自動発売払戻機へのステッカーの貼付、場内のモニター、大型ビジョン、デジタルサイネージへの注意喚起表示を行うとともに、警備員等からの声掛けを行う。 ・インターネット投票において、本人や家族からの申告に基づき利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲示する。 	障害保健支援課 (高知競輪)	
	工高知県警	<p>県下の遊技場に対し、立入調査や遊技機検査の際に、18歳未満の者の立入禁止表示の確認や、18歳未満の者が遊技場に入場していないかの確認を行った結果、立入禁止表示については適正に表示されていることを確認した。また、18歳未満の者の入場については確認できなかった。立入り等に併せて、ギャンブル依存についての自己申告プログラムの導入や、パチンコ・パチスロ安全アドバイザーについても配置されているのを確認した。これらの取組については、県遊技業協同組合にも働き掛けを行い、組合側もギャンブル依存症問題については、積極的に遊技場経営者を支援する体制が取られている。</p>	<p>自己申告・家族申告プログラムについては、ほとんどの店舗で導入されていたが、ポスター等による周知のみで、従業員からの積極的な声掛けについては確認できなかった。また、パチンコ・パチスロアドバイザーについては、店長クラスのみが講習を受講している場合が多く、店長クラスが遊技場に不在の場合には相談対応をすることができないことが判明した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自己申告プログラムの周知について、従業員の積極的な声掛け及び対象者が積極的に利用しやすい環境の整備。 ○パチンコ・パチスロアドバイザーについては、計画どおり複数人 配置すべき必要があるため、店長以下の従業員についても講習を受講し、複数人をアドバイザーとして認定したうえで、勤務調整等により、いつでも相談の受付ができる体制の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き立入り等やその他のあらゆる機会を通じて自己申告・家族申告プログラムを客に浸透させるよう遊技場に対し指導し、客に向けての声掛けを積極的に行わせるとともに、相談できる場所等の整備に向けての働き掛けを行う。 ○県遊技業協同組合にも働き掛け、パチンコ・パチスロアドバイザーを複数人認定し、営業時間帯にはいつでも相談を受けることができるよう働き掛けを行う。 		

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(2) 進行予防（二次予防）							
① 相談窓口の周知及び相談体制の充実	・【再掲】かかりつけ医等依存症対応力向上研修の実施	ア相談窓口等の周知 ・ギャンブル等依存症だけではなく、消費生活問題等の関連する問題も含めた相談窓口をホームページ等でわかりやすく提示するよう努めます。また、対象となる人の相談を受けた際にリーフレット等を活用し、適切な機関を紹介する。 イ相談窓口に繋げるための取組 ・多機関が連携した支援の充実 ギャンブル等依存症に関する相談には、治療や回復支援だけでなく債務整理や家庭でのトラブルなど、複数の課題が絡みあっている場合があるため、必要に応じて適切な支援機関に繋げられるように取り組む。	(再掲) 1. 消費生活相談窓口を周知するため、啓発動画をデジタルサイネージ（5～6月）、テレビCM（8～9月）、YouTube（10～3月）で放送したほか、タウン誌（1月号）に啓発記事を掲載、学校掲示用ポスターを400部作成して県内高校・専門学校に配布。 2. 多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、9月に高知市と四万十市で多重債務者無料相談会（計3回）を開催し、法律専門家につないだ。 【中央西】 ・依存症関連の相談件数 アルコールに関する相談：延85件 薬物に関する相談：延9件 ※ギャンブルに関する相談：なし ・相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関に配付 ・9/14土佐消防の救急の日イベントに合わせ啓発物の配付（100部） ・市町村等を通じた嘱託医相談事業の周知	(再掲) 2. 四万十市での多重債務者無料相談会は相談者がいなかった。	(再掲) 2. 相談会開催の広報周知をより強化していく。	(再掲) 1. 消費生活相談窓口を周知するため、啓発動画をデジタルサイネージ、テレビCM、YouTubeで放送。 2. 多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、9月に高知市と四万十市で多重債務者無料相談会（計3回）を開催。	県民生活課
	○出発点 ・121人 (H30～R4年)						
	○現状値 (R6年度) ・197人 (H30～R6年)						
	○6年後目標 (R11年度) ・330人 (H30～R11年合計)						福祉保健所
	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	
	・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、国の作成したポスターを掲示して啓発を実施した。 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間中の普及啓発を実施。（SNS広告73,039回、新聞広告（ペンシル）1回） ・ギャンブル依存症に関する啓発動画を作成。 ・ギャンブル等に関する行動のうち、依存症だと思うもの⇒いずれにしても依存症だと思わないが5.3%いた。	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。 ギャンブル等に関する行動についての理解を促進する必要がある。	各種依存症についての正しい知識を教育、啓発するため、メンタルヘルスサポートナビやSNS、啓発動画を活用した啓発等を推進。	・R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、普及啓発の推進を行う。 ・今年度メンタルヘルスサポートナビの新たなチラシを作成し、啓発動画の周知、活用について経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所や各大学等への啓発を行う。 ・保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。 ・11月30日（日）開催予定のPTA研究大会にてメンタルヘルスサポートナビのチラシを配布し普及啓発を行う。	障害保健支援課		
	1 依存症相談拠点としての当事者や家族からの個別相談件数→R6年度 延694件（うちアルコール：170件、ギャンブル：291件、薬物：46件） 2 福祉保健所、市町村その他関係機関への技術支援→R6年度 11回（うち福祉保健所の研修会等技術支援2ヶ所） 3 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催（1回） 5/21 参加者63名、44機関 4 依存症相談支援基礎研修会の開催（1回） 10/23 参加者 88名（オンライン） 5 自助グループ見学ツアー開催（9ヶ所） (アルコール関連 3グループ、薬物関連 3グループ、ギャンブル等 3グループ) 実人数49名、25機関	1 相談件数は横ばいで推移。 2 1の個別相談では、県中心部以外で専門医療機関や自助グループにアクセスが難しい場合等、支援につながりにくいケースがある。 3 参加機関数 R5年度39機関より機関数増加 4 オンライン開催により参加者数が増加 5 参加者数は年々増加傾向	1 依存症相談拠点として複雑困難なケースについては、個別支援を継続。 2 身近な地域支援者が依存症関連問題に対応できるよう地域の依存症支援対応力の向上及びネットワーク作りを図る。 3 開催の継続と各年度ごとのテーマに応じた参加機関の周知拡大 4 依存症相談支援基礎研修会の継続とフォローアップ研修の開催を検討 5 自助グループの活動意義等を地域支援者が知つてもらう機会として、継続が必要。今後、個々の連携にも活用できる体制を作る。	1 個別相談対応を継続。 2 技術支援 13回（うち福祉保健所3ヶ所） 3 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の開催を継続。テーマ毎に周知先を拡大。 4 依存症相談支援基礎研修の開催（年1回） オンライン開催にて参加者を増やす。 5 自助グループ見学ツアーの継続開催	精神保健福祉センター		
	ア治療可能な医療機関の充実 ・専門医療機関等の整備 ギャンブル等依存症の人が県内で専門的な医療を受けられるよう、ギャンブル等依存症専門医療機関の設置を推進する。 ・かかりつけ医等の医療従事者の研修等 適切な初期対応や専門医療機関への繋ぎができるように、かかりつけ医療機関の医療従事者を対象に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を身に付けるための研修を実施する。	○看護師向け精神疾患対応力向上研修事業 精神科以外の診療科で勤務する看護師が、精神疾患のある患者への理解を深めることで、適切な支援が行える人材を養成する研修を実施。（R6年度：参加者17名） ○かかりつけ医等精神疾患対応力向上研修事業 身近な地域でうつ病や統合失調症、依存症などの精神疾患の治療につなげられるよう、内科や小児科、産婦人科等の精神科以外の医師等の医療従事者が、精神疾患についての知識・技術を習得するとともに、精神科以外の診療科の医師と精神科医師との連携を促進する。 R6研修内容：「摂食障害」および「うつ病」 対象者：研修を受講できる者は、診療科目は問わないが県内で勤務（開業を含む）する地域医療に携わる医師（R6年度：参加者合計108名） ○依存症対策全国センターが実施する医療従事者向け研修の受講を働きかけを行い、7人（R6年度）がギャンブル等依存症研修を受講。	・治療が必要な依存症の人が専門の医療機関につながるよう、かかりつけ医等の関係機関との連携や、地域地域での支援体制の基盤作りが必要。 ・県内の依存症専門医療機関は、アルコール依存症が1か所、ギャンブル等依存症が1か所であるため、新たな専門医療機関を選定できるよう精神科病院への働きかけや依存症を診る医師の養成が必要。	・参加者に興味を持っていただけるよう、研修内容を毎年変更。 R6年度は摂食障害だったため、R7年度は精神科以外の診療科で関わることの多いアルコール健康障害を取り上げる。 ・今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る必要がある。	・看護師向け精神疾患対応力向上研修事業 働き盛りへのメンタルヘルスや、依存症（ゲーム、ギャンブル依存症）などについても盛り込む形で研修を予定。 ・かかりつけ医等精神疾患対応力向上研修事業 「アルコール健康障害」および「うつ病」をテーマに研修予定。 ・精神科医師等を対象とした依存症の基礎知識や対処方法等を学ぶ研修を実施し、今後の依存症治療を行う精神科医を養成し、依存症医療体制の充実を図る。	障害保健支援課	
	② 医療提供体制の整備						

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(3) 回復・再発予防（三次予防）							
① 回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な医療または回復支援に繋がった人数（通院及び精神保健福祉センターでの回復支援プログラム実施人數） ・ギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）を精神保健福祉センターで実施。また、医療機関でSAT-Gが実施できるよう精神保健福祉センターを中心に拡げていく。 ・多機関が連携した支援の充実【再掲】。 	<p>ア回復・再発防止支援の充実</p> <p>・ギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）を精神保健福祉センターで実施。また、医療機関でSAT-Gが実施できるよう精神保健福祉センターを中心に拡げていく。</p> <p>・多機関が連携した支援の充実【再掲】。</p>	<p>※（2）-① 1～5同様。</p> <p>加えて、</p> <p>6 愛知県精神保健福祉センター主催「ギャンブル行動症の精神保健福祉相談・支援の実践研修」開催の受講者周知開催2回 計31名（9/18→27名、1/28→4名）</p> <p>7 アディクションフォーラム実行委員会（3回）</p> <p>構成員：医療・保健・福祉関係10機関、自助グループ9グループ、民間団体1団体</p>	<p>6 精神科医療機関より地域支援機関の参加者の割合が多い。</p> <p>7 実行委員会委員メンバーに警察、司法関係機関の参加がない。</p>	<p>6 年2回の開催予定のため、各回毎に地域支援者への周知を拡大。</p> <p>7 実行委員会メンバーとして、新たな参加機関を増やす。</p>	<p>6 愛知県精神保健福祉センター主催「ギャンブル行動症の精神保健福祉相談・支援の実践研修」開催の受講者周知</p> <p>7 アディクションフォーラム実行委員会（3回）</p> <p>医療・保健福祉機関の新たな参加機関を増やす（1機関）。</p>	精神保健福祉センター
	<input type="radio"/> 出発点 ・35人（R4年）		<p>【安芸】</p> <p>ギャンブル依存症事例への相談対応。多重負債問題ケースには、司法や経済分野へつなげ同行するなど対応をした。</p>	<p>【安芸】</p> <p>回復困難な事例には、回復専門プログラムの施行が必要な場合があると思われる。</p>	<p>【安芸】</p> <p>対応職員がSAT-G等のプログラムを実施できる必要がある。</p>	<p>【安芸】</p> <p>精神保健福祉センターが実施するギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）を職員1名が受講し、適用事例には積極的にプログラムを実施し、回復支援を行う。</p>	福祉保健所
	<input type="radio"/> 現状値（R6年度） ・24人		<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、国の作成したポスターを掲示して啓発を実施した。 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間及びアルコール関連問題啓発週間において、SNS及び新聞広告を行い、普及啓発を実施。（SNS広告73,039回、新聞広告（ペンシル）1回） ・ギャンブル依存症に関する啓発動画を作成。 ・ギャンブル等に関する行動のうち、依存症だと思うもの⇒いずれにしても依存症だと思わないが5.3%いた。 	<p>（再掲）</p> <p>依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。</p> <p>ギャンブル等に関する行動についての理解を促進する必要がある。</p>	<p>（再掲）</p> <p>各種依存症についての正しい知識を教育、啓発するため、メンタルヘルスサポートナビやSNS、啓発動画を活用した啓発等を推進。</p>	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、普及啓発の推進を行う。 ・今年度メンタルヘルスサポートナビの新たなチラシを作成し、啓発動画の周知、活用について経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所や各大学等への啓発を行う。 ・保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。 ・11月30日（日）開催予定のPTA研究大会にてメンタルヘルスサポートナビのチラシを配布し普及啓発を行う。 	障害保健支援課

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課	
3 薬物依存症対策								
(1) 発症予防（一次予防）								
① 予防教育の推進	・【再掲】薬物依存症やオーバードーズ等の関連問題に対する正しい知識の認知度（県民調査を実施）	ア若年層向けの予防教育の推進 ・小学校から高等学校における教育 児童生徒等が薬物乱用の危険性、有害性についての正しい知識を持ち、薬物乱用を根絶する規範意識を向上させる	・薬物乱用防止教室の実施（福祉保健所職員、薬務衛生課職員講師分）：48回（のべ1,560名（社会人も含む）） ・薬物乱用防止推進員を対象とする研修会の開催（6カ所） ・厚生労働省主催指導員研修会への参加（3名） ・ポスター・標語コンテストの実施（中学生対象）：ポスター199点（9校）、標語154点（5校）	・教育委員会と連携した中学校及び高等学校に対する教室開催の周知が必要 ・効果的な教室を実施できる講師の育成が必要 ・ポスター・標語コンテスト参加校が減少傾向	・薬物乱用防止教室実施に関する学校等への周知の強化及び教室の継続実施 ・指導員の継続的な育成及びスキルアップ ・ポスター・標語コンテスト開催に関する周知の強化	・薬物乱用防止教室実施に関する通知の発出（教育委員会保健体育課）及び教室の継続実施 ・薬物乱用防止推進員研修会の開催（6カ所（福祉保健所単位）） ・ポスター・標語コンテスト開催通知の発出（県下全中学校）及び推進員による学校への声かけ	薬務衛生課	
	○出発点 ・いすれにしても依存症だと思わない：5.2%（R6年度県民調査）	【安芸】 県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生95名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。	【安芸】 依存症に関する知識だけではなく、若者のライフスキル向上も必要と思われることからワークを取り入れている。	【安芸】 学校における保健教育の継続は必須。学校側のニーズを取り入れ、昨今の若者の心理を加味した内容で実施予定。	【安芸】 R7.6.17県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生83名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。学校における取組を広げていくために、他機関、学校薬剤師の見学を受け入れた。	【安芸】 R7.6.17県立安芸高校において「依存症予防教育」授業（アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等）を実施（1年生83名）。講師はASK認定依存症予防教育アドバイザー2名。学校における取組を広げていくために、他機関、学校薬剤師の見学を受け入れた。	福祉保健所	
	○現状値（R6年度） ※出発点と同じ	【中央西】 ・薬物乱用防止教室の実施 実施状況 小学校：6カ所・112人 中学校：7カ所・133人 高等学校：1カ所・38人 その他：1カ所・74人	【中央西】 ・教室受講者の事後アンケートから得た感想等より、若年層への薬物乱用に関する正しい知識の普及のため継続した予防教育の実施が必要	【須崎】 ・薬物乱用教室を受講した生徒の感想より、若年層への薬物乱用に関する正しい知識の普及が重要	【須崎】 ・オーバードーズ及びお酒の内容も盛り込んだ授業内容とし、講義に加えてクイズ形式や実習を行い、より理解を深めるよう努める。	【須崎】 ・オーバードーズ及びお酒の内容も盛り込んだ授業内容とし、講義に加えてクイズ形式や実習を行い、より理解を深めるよう努める。	【中央西】 ・薬物乱用防止教室の実施 小、中、高等学校等での薬物乱用防止教室の実施	精神保健福祉センター
	○6年後目標（R11年度） ・いすれにしても依存症だと思わない：0%	【須崎】 ・薬物乱用防止教室の実施：小学校2校 ・啓発資料の配布：19校（管内すべての中学校・高等学校） 【幡多】 薬物乱用防止教室の実施 ・管内中学校、高等学校での薬物乱用防止教室の開催（中学校3回、高等学校1回） ・管内中学校の新1年生に対する啓発資料の提供 若年層に向けて薬物乱用の危険性について正しい知識の普及と相談窓口に関する情報提供を行った。 1 依存症予防教育関係者会議 開催なし	【幡多】 薬物乱用防止教室の実施 ・薬物乱用に関する正しい知識について、今後も継続して啓発する必要がある。単発の講義であるため、効果的な情報提供となっているか把握が困難である。	1 会議未実施のため実情の共有ができていない	1 教育委員会保健体育課との連携（情報共有と会議開催の検討）	1 依存症予防教育関係者会議の開催（1回）	保健体育課	
② 啓発・啓発動画の作成	全公立中学校・高等学校における、年1回以上の薬物乱用防止教室の実施及び、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（R6実施率 小学校63.8%、中学校92.1%、高等学校100%）	実施率は年々高くなっているが、中学校での未実施校がある。	自分には関係ない他人事として捉えたり、薬物の有害性、違法性を正しく理解していない場合がある。	引き続き、関係機関と連携しながら薬物乱用防止教室の実施に向けた啓発等を継続する。	・学校保健に関する調査等での実施状況の確認 ・各種啓発資料の活用の周知 ・関係機関が開催する研修会等の周知	教養内容を更新しながら、他課と協力して、それぞれの年齢に合わせた薬物乱用防止教室を実施していく、開催率の向上に努める。	警察本部人財安全・少年課	
	令和6年中に学校と連携し、薬物乱用防止教室（小学校63校、中学校57校、高校30校、その他15校）を開催し、薬物依存等についての正しい知識の普及や指導を行った。	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。	より現実的に捉えられるよう、それぞれの年齢に合わせた薬物乱用防止教室を開催し、時代に即した気をつけるべき薬物事犯について注意喚起する。	特に若者を中心に、各種依存症についての正しい知識を教育、啓発するため、メンタルヘルスサポートナビやSNS、啓発動画を活用した啓発等を推進。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、若者を中心に普及啓発の推進を行う。今年度メンタルヘルスサポートナビの新たなチラシを作成し、啓発動画の周知、活用について経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所や各大学等への啓発を行う。	・保健体育課へ県内各高等学校に依存症の予防教育等で啓発動画を活用いただくよう周知を依頼。現在、教員の指導材料として「まなびばこ」にも掲載中。 ・11月30日（日）開催予定のPTA研究大会にてメンタルヘルスサポートナビのチラシを配布し普及啓発を行う。	障害保健支援課	
	・薬物依存症に関する啓発動画を作成。 ・薬物使用（処方薬や市販薬、覚醒剤などの違法薬物等）に関する行動のうち、依存症だと思うもの ⇒いすれにしても依存症だと思わないが5.2%いた。	薬物依存症に関する行動についての理解を促進する必要がある。 特に、ネットやSNSで誤った情報が拡散されやすい現代において若者に対する普及啓発がより必要。						

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
② 普及啓発の推進		ア正しい知識の普及と理解の促進 ・依存症や関連問題に関する普及啓発 関係事業者と連携し、ホームページ、マスメディア、SNS等の様々な啓発ツールの積極的な活用により、薬物依存症やオーバードーズ等の関連問題に対する正しい知識の普及啓発を促進する。	・薬物乱用の有害性・危険性等について、下記運動月間等の機会を捉えた広報啓発を実施 不正大麻・けし撲滅運動（5月～6月） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6.20～7.19） 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月～11月） ・6・26ヤング街頭キャンペーンの実施 地区協議会（6協議会）毎にパレード等を実施し、啓発資材の配布等による薬物乱用防止の普及啓発を図った。 参加者：361名（うちヤングボランティア145名） 【中央西】 ・地域イベント等での啓発活動（啓発資材の配付）：15回 ・相談窓口の周知として県作成啓発物を関係機関に配付 ・9/14土佐消防の救急の日イベントに合わせ啓発物の配付（100部） 【須崎】 ・啓発資材の配布：12施設（学校除く） ・6.26ヤング街頭キャンペーン：2回 【幡多】 啓発活動の実施 ・イベント等の機会を捉えた啓発活動の実施 四万十市の「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用防止キャンペーンの開催 四万十市社会を明るくする運動への参加 秋のつしま商工まつりへの参加（四国西南地域薬物乱用防止合同キャンペーン） 土佐清水市産業祭への参加 ・薬物依存症に関する啓発動画を作成。 ・薬物使用（処方薬や市販薬、覚醒剤などの違法薬物等）に関する行動のうち、依存症だと思うもの ⇒いずれにしても依存症だと思わないが5.2%いた。	・各種イベント等の機会を捉えた啓発資材の配布等、地域地域における啓発は実施できている一方で、若年層への効果的な広報手段であるSNSによる広報が不十分 【中央西】 ・継続した啓発活動が必要 【須崎】 ・6.26ヤング街頭キャンペーンで等の普及啓発の促進、継続 【幡多】 啓発活動の実施 ・薬物乱用防止に関する正しい知識について、今後も継続して啓発する必要がある。	・薬物乱用防止推進員を中心とする地域に根ざした啓発活動の継続実施 ・SNS等様々な啓発ツールの積極的な活用による啓発の実施 【中央西】 ・取組の継続 【須崎】 ・薬物乱用に関する普及啓発回数の増加 【幡多】 啓発活動の実施 ・よりイベント内容を考慮した啓発資材の選定及び声かけを行う。	・薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動の継続実施 ・SNS等のより若年層の目に触れやすい広告媒体を活用した啓発の実施 【中央西】 ・イベント等での啓発資材の配付 【須崎】 ・啓発資材の配布：12施設（学校除く） ・6.26ヤング街頭キャンペーン：3回以上 【幡多】 啓発活動の実施 ・機会を捉えた積極的な啓発活動を継続し、イベントの規模及び参加者の特性を踏まえた啓発資材の選定及び声かけを行う。	薬務衛生課
		1 「アディクションフォーラム高知」開催 R6.11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布 薬物乱用の有害性や危険性について、薬物乱用防止パレードなどのイベントの機会を捉え、広報啓発活動を推進した。	1 「アディクションフォーラム高知」の参加人数は昨年度より減少。 2 「アディクションフォーラム高知」以外で支援者も含めて相談窓口を周知する機会がなかった。 未だに若年層による薬物事犯が根絶されない。	依存症は当事者や家族、周囲の人が気づきにくく、相談につながりにくいことから、依存症に関する正しい知識の普及と理解促進が必要。 薬物依存症に関する行動についての理解を促進する必要がある。 特に、ネットやSNSで誤った情報が拡散されやすい現代において若者に対する普及啓発がより必要。	特に若者を中心に、各種依存症についての正しい知識を教育、啓発するため、メンタルヘルスサポートナビやSNS、啓発動画を活用した啓発等を推進。	R6年度末に完成した啓発動画（ギャンブル依存症、薬物依存症、職場のメンタルヘルス対策）を活用し、若者を中心に普及啓発の推進を行う。今年度メンタルヘルスサポートナビの新たなチラシを作成し、啓発動画の周知、活用について経営者協会、高知商工会議所等と連携し、事業所や各大学等への啓発を行う。	障害保健支援課
		1 「アディクションフォーラム高知」 R6.11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布 薬物乱用の有害性や危険性について、薬物乱用防止パレードなどのイベントの機会を捉え、広報啓発活動を推進した。	1 「アディクションフォーラム高知」が一般向け啓発事業として広く一般の方向けに開催する内容、場所等について検討。 2 支援者も含めて相談窓口の周知も図り、当事者や家族等に必要な情報が届けられるようホームページ等の活用。	1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上 2 相談支援者研修、講師対応時の窓口ガイドの周知 ホームページの更新	1 「アディクションフォーラム高知」 参加者数 100名以上 2 相談支援者研修、講師対応時の窓口ガイドの周知 ホームページの更新	精神保健福祉センター	
		1 「アディクションフォーラム高知」 R6.11/30 参加者97名 2 啓発冊子の配布とホームページ更新等 相談窓口ガイドの増版→97部配布 薬物乱用の有害性や危険性について、薬物乱用防止パレードなどのイベントの機会を捉え、広報啓発活動を推進した。	引き続き、薬物乱用防止パレード、不正大麻・けし撲滅運動、薬物乱用防止広報強化期間、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動等に併せた広報啓発活動を推進する。	警察として、各イベント等に積極的に参加し、繰り返し徹底した広報啓発活動を行う。	警察本部人身安全・少年課		

	KPI	当初計画	令和6年度の取り組み状況と成果【D】	取り組みによって見えてきた課題【C】	令和7年度に向けたバージョンアップのポイント【A】	令和7年度の具体的な進め方【P】	所管課
(2) 進行予防（二次予防）							
① 薬物依存症に関連する社会問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健所での自殺未遂者支援体制 ○出発点 <ul style="list-style-type: none"> ・2圏域（安芸、幡多）（R4年） ○現状値（R6年度） <ul style="list-style-type: none"> ・2圏域（安芸、幡多）（R4年） ○6年後目標（R11年度） <ul style="list-style-type: none"> ・5圏域（全県域）（R11年） 	<p>【安芸】 自殺未遂者相談支援事業を実施。対応件数3件。うち2件は、処方薬・市販薬の過剰服薬ケース。うち1件は未成年。関係機関と連携を通して個別支援を行った。</p> <p>【幡多】 （幡多地域自殺未遂者相談支援事業） ・事例検討等を通して、自殺未遂者支援における視点は認識できたが、院内等での実動状況が把握できていない。 ・現場まで事業が伝わっていないという困りごとがある。</p> <p>自殺未遂者支援に関わる多機関同士で、連携体制の構築や認識を共有することができた。また、現在の様式では管内全体の自殺未遂者数を把握できていなかったため、各機関ごとの計上方法を整理し、様式を改訂した。</p> <p>1 高知県自殺・依存症ネットワーク会議 R6年度テーマとして「自殺未遂者支援事業～HopeToLife事業～」を取り上げる。</p> <p>2 自殺未遂者支援事業（いのちつなげるHopetoLife事業）R6年度紹介ケース数 32ケース 高知医療センターとの連絡会開催（8/16）</p> <p>3 福祉保健所での自殺未遂者支援事業への技術支援 幡多福祉保健所 自殺未遂者研修講師（1回） 安芸福祉保健所から東部ネットワーク会議での話題提供（1回）</p>	<p>【安芸】 若者の未遂事例、過剰服薬の問題が大きい。</p> <p>【幡多】 （幡多地域自殺未遂者相談支援事業） ・事例検討等を通して、自殺未遂者支援における視点は認識できたが、院内等での実動状況が把握できていない。 ・現場まで事業が伝わっていないという困りごとがある。</p> <p>自殺未遂者支援に関わる多機関同士で、連携体制の構築や認識を共有することができた。また、現在の様式では管内全体の自殺未遂者数を把握できていなかったため、各機関ごとの計上方法を整理し、様式を改訂した。</p> <p>1 各福祉保健所、市町村等関係機関に救急医療と地域との連携について実践を共有。</p> <p>2 当センターと高知医療センターの連絡会は定期開催。個別対応ケースでは市町村、関係機関と連携し、支援が移行したケースあり、再企図防止に向けた支援を行うとともに対応力の向上につなげる必要がある。</p> <p>3 各福祉保健所圏域ごとの研修会、ネットワーク会議への協力体制はあるが、ケース対応を通じて市町村や各関係機関、福祉保健所が包括的に支援できる体制づくりが必要。</p>	<p>【安芸】 若者の自殺未遂や過剰服薬について学習したり関係機関との連携につながるような場が必要だと思われる。</p> <p>【幡多】 （幡多地域自殺未遂者相談支援事業） 年度末の集計方法を変更したため、関係機関で取り扱う自殺未遂者数を把握できる。</p> <p>【幡多】 （幡多地域自殺未遂者相談支援事業） 事業を継続し、事例の共有や事業に取り組むうえでの課題を協議する。</p>	<p>【安芸】 自殺未遂者相談支援事業連絡会（年1回）に薬剤師（学校薬剤師）の参加を依頼する。R8.2月に連絡会を開催予定。 「子ども若者自殺危機対応チーム事業」をモデル事業で対応実施する。</p> <p>【幡多】 （幡多地域自殺未遂者相談支援事業） 事業を継続し、事例の共有や事業に取り組むうえでの課題を協議する。</p>	福祉保健所	
(3) 回復・再発予防（三次予防）							
① 回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な医療に繋がった件数（通院及び入院患者数） ○出発点 <ul style="list-style-type: none"> ・92人（R4年） ○現状値（R6年度） <ul style="list-style-type: none"> ・99人 ○6年後目標（R11年度） <ul style="list-style-type: none"> ・110人（R11年） 	<p>・関係機関との連携 高知県地域生活定着支援センターや矯正施設、高知保護観察所、保健医療・福祉の関係機関等との連携の充実を図り、各支援機関や団体で設置した連絡会を継続して開催し、情報収集や情報共有を図る。</p> <p>・再犯防止に関する施策の推進を目的とする「高知県再犯防止推進協議会」を開催し、本県における再犯防止に関する施策の推進に資する協議及び情報提供を実施。</p> <p>・更生保護制度と生活困窮者自立支援制度の担当者など基礎自治体職員が、双方の制度の理解を深めるため、「再犯防止推進市町村担当者連絡会」を開催。</p> <p>・犯罪をした人や家族等を対象とした「高知県再犯防止総合相談窓口」を高知県社会福祉協議会に委託して設置し、再犯防止に向けた相談への対応及び福祉サービス等の適切な支援につなげた。（支援対象者数延べ51人）</p> <p>・安芸圏域での「若者の自殺危機対応チーム」の年度内開始に向け、要綱策定や関係機関への説明等を実施。（県教委との協議2回、コアメンバーの所属団体への説明）</p> <p>・若者の自殺企図防止に向けた支援 精神保健福祉センターに精神科医や精神保健福祉士等の専門家で構成される「（仮）若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるなど自殺リスクの高い若者に対応する市町村等を支援する。</p> <p>・再度の自殺企図防止に向けた支援 自殺未遂者やその家族等に対し、救急医療機関を退院した後も地域で必要な支援やケアが切れ目なく提供されるよう、支援体制の構築を推進する。</p>	<p>・高知県再犯防止総合相談窓口は、開設後、毎月相談があり、一定のニーズがあると考えられる。</p> <p>・対象者の掘り起こしのため、高知県再犯防止総合相談窓口の広報を引き続き行う。</p> <p>・複合的な課題を抱えている人や世帯、自殺未遂者を身近な地域で包括的に支援できるよう、市町村における包括的な支援体制の整備とあわせて、圏域での関係機関によるネットワークの活性化が必要</p> <p>・「若者の自殺危機対応チーム」の取組について、次年度に向けた取組の成果と課題の整理が必要</p> <p>1 「子ども若者自殺危機対応チーム」設置準備 事業説明会の開催（3/19） 参加者 66名</p> <p>2 自殺未遂者支援事業（いのちつなげるHopetoLife事業）R6年度紹介ケース数 32ケース 高知医療センターとの連絡会開催（8/16）</p> <p>【安芸】 過剰服薬者への対応は、本人及び家族に寄り添いながら相談支援を行った。また、薬物依存症者の就労や住居の件で相談対応した（住居問題1、就労問題1）。</p>	<p>・各自治体や福祉保健所ごとに自殺未遂者支援の体制づくりを推進するため、個別ケース対応では地域の支援機関と連携した対応を行い、課題の共有と協力体制を作る。</p> <p>1 高知県自殺・依存症ネットワーク会議の継続開催</p> <p>2 当センターでの自殺未遂者支援事業を通じて、ケース対応の協力体制を作る。</p> <p>3 各福祉保健所圏域ごとの研修会、ネットワーク会議での技術支援</p>	<p>・各支援機関や団体で設置した連絡会を継続して開催し、更生保護制度だけでなく生活困窮者自立支援制度などの親和性の高い制度について周知を図る。</p> <p>・案内チラシの配布等、高知県再犯防止総合相談窓口の広報を行う。</p>	地域福祉政策課	
② 薬物依存症に関連する社会問題への対応							